

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日に施行された「水道法の一部を改正する法律」に伴い、指定給水装置工事事業者制度の有効期限が従来の無期限からが**5年ごとの更新制**に変わります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限と申請期間が異なります。（下記参照）

※**期間内に更新申請されなければ、失効**となりますのでご注意ください。

○事務手続き手数料が変更となります。

指定を受けた日	有効期限	初回更新
平成15年4月1日から平成19年3月31日	3年	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日から平成25年3月31日	4年	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日から令和元年9月30日	5年	令和6年9月29日まで

指定更新の要件は新規申請と同じ3項目

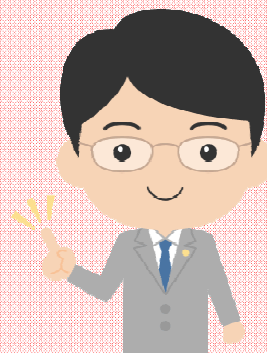
- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械・器具を有する
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しないもの

※水道法（以下法令という）第25条の3及び水道法施行規則（以下省令という）第20条に準拠

○更新申請に必要な書類

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
2. 誓約書（様式第2号）
3. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号）
4. 機械器具調書（別紙）
5. 定款・登記簿謄本または住民票
6. 主任技術者免状又は技術者証の写し
7. 所在地の地図（住宅地図可）
8. 他水道事業者からの指定証の写し（指定を受けている場合）
9. 写真（事務所、機械器具）
10. 指定給水工事関連講習会の受講実績書（外部研修の受講証等）
11. 施工者の経験の有無や配管技能資格の有無のわかるもの（各種資格証明書等）

※省令18条～20条及び第36条に準拠



★事務手続き手数料（令和2年4月1日から）

- ・新規申請手数料：10,000円
- ・更新申請手数料：10,000円

お問い合わせ先
銚田市上下水道部水道課
☎0291-32-4333